

# 株式会社東京臨海ホールディングス 定款

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社東京臨海ホールディングスと称し、英文では、TOKYO RINKAI HOLDINGS, INC.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の経営管理を行うことを目的とする。

- (1) 温水、冷水等の熱供給に関する事業
- (2) 鉄道事業法及び軌道法による一般運輸業
- (3) 不動産の賃貸借、売買及びこれらの斡旋、仲介
- (4) 不動産の管理、補修、警備及び清掃
- (5) 埠頭施設の建設、賃貸、管理並びに運営
- (6) コンテナ蔵置施設の建設、賃貸、管理並びに運営
- (7) 埋立処分地への建設発生土及び土砂等の受入、処理に関する業務
- (8) 海面に浮遊する廃棄物収集に関する業務
- (9) 船舶から発生する廃油回収及び運搬に関する業務
- (10) 港湾、道路、橋梁施設に関する設計、工事監理及び維持管理に関する業務
- (11) 土木、建築、電気及び機械据付工事の設計、施工、請負及び監理
- (12) 建設業法に基づく特定建設業務
- (13) 駐車場の建設、賃貸、管理、運営及びこれらの業務の受託
- (14) 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
- (15) 各種興行の入場券の受託販売及び宝くじの販売の再受託業務
- (16) 日用品雑貨、新聞、雑誌、書籍、食料品、船舶、船舶部品の販売及び飲食店の経営
- (17) 酒、タバコ、医薬品、石油製品の販売及び郵便切手、収入印紙の売り捌き
- (18) 港湾施設・共同溝、公園・プロムナード等の公共広場、催し物会場、駐車場、建物、設備の安全管理及び保守、清掃並びに警備・保安業務
- (19) 展示場、会議施設、商談室、ホールの賃貸及び管理運営
- (20) ファッションビジネス及び各種情報処理システムに係わる企画、調査、研究開発に関する情報の収集分析のコンサルテーション事業並びに専門技術者育成を目的とする研修の企画・運営
- (21) 放送事業に関する調査、企画並びに研究調査の受託
- (22) 放送に関する機器、ソフトウェアの開発、制作、販売及び賃貸並びにこれらの技術の開発

- (23)情報通信及び放送設備の設置、保守、賃貸、管理運営並びにこれらの業務の受託
  - (24)有線テレビジョン放送法による有線テレビジョン放送事業
  - (25)有線ラジオ放送業務の運用の規制に関する法律による有線ラジオ放送事業
  - (26)放送番組の制作及び放映権の販売
  - (27)ビデオソフトの制作、販売及びレンタル
  - (28)東京都及び東京都関連団体等のインターネット上のホームページの作成並びに情報提供等に関する業務の受託
  - (29)電気、ガス、上・中水道、地域冷暖房等の供給処理事業に関する自動検針及びこれらの供給処理にかかる情報処理業務の受託
  - (30)情報収集・処理・提供業務及びその受託
  - (31)情報通信に関する教育、普及業務
  - (32)コンピュータソフトウェア開発、統計処理、設計等を支援する共用型コンピュータシステムの設置、管理及び賃貸
  - (33)宣伝広告事業、広告代理業、旅行業法に基づく旅行業及び労働者派遣事業
  - (34)経営コンサルタント業務
  - (35)出版物の企画、発行及び販売
  - (36)内外商品等の見本市、展示会の企画及び開催
  - (37)国際・国内会議、文化、スポーツ等各種催し物の企画及び開催
  - (38)東京都有地（以下「都有地」という。）の使用に関する契約締結業務に必要な資料の収集
  - (39)都有地の管理及び都有地の使用に伴う使用料、敷金等の徴収に関する事務の受託
  - (40)公共施設及びこれらに準ずる施設等の維持管理及び運営
  - (41)羽田沖の浅場維持・調査等に関する業務
  - (42)港湾施設の強化及び振興に寄与するための調査・研究等
  - (43)マリーナの管理、運営及びこれらの業務の受託
  - (44)船舶の上下架・修理・保守・清掃・塗装及びその取次ぎ業務
  - (45)前各号に付帯関連する一切の事業
- 2 当社は、グループ会社等の経営企画、総務、財務関連業務及びその他必要と認めた業務につき、グループ会社等より委託を受けて業務を行うことができる。
- 3 当社は、グループ会社等を対象にした資金の集中・配分関連業務、貸付業務、及び余剰資金の運用業務を行うことができる。
- 4 当社は、前各項の事業に付帯関連する一切の事業その他前各項の目的を達成するために必要な事業を営むことができる。

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を東京都江東区に置く。

( 機関 )

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

( 公告方法 )

第 5 条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第 2 章 株 式

( 発行可能株式総数 )

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、1,200,000株とする。

( 株券の発行 )

第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行しないものとする。

( 株式の譲渡制限 )

第 8 条 当社の株式を譲渡しようとするときは、取締役会の承認を受けなければならない。

( 株主割当てによる募集株式の発行 )

第 9 条 株主に株式の割当てを受ける権利を与えて募集株式の発行を行う場合には、会社法第199条第1項各号に掲げる募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役会の決議によって定める。

( 株式取扱規則 )

第10条 当社の株式の名義書換その他株式の取扱については、取締役会の定める取扱規則による。

( 基準日 )

第11条 当社は、毎事業年度末現在の株主名簿に記載された最終の株主をもって、その事業年度の定時株主総会において株主の権利を行使すべき株主とみなす。

2 前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告をして、基準日を定めることができる。

### 第3章 株主総会

#### (株主総会の招集)

第12条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

#### (株主総会の招集権者)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議をもって取締役社長が招集する。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順位により他の取締役がこれに当たる。

#### (株主総会の議長)

第14条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順位により他の取締役がこれに当たる。

#### (決議方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合のほか、出席株主の議決権の過半数をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

第16条 株主が株主総会に出席できないときは、その議決権を他の出席株主に委任することができる。

#### (議事録の作成)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、書面又は電磁的記録をもって記録し、議長及び出席した取締役が記名押印し、または電子署名を行うものとする。

### 第4章 取締役及び取締役会

#### (取締役の数)

第18条 当社の取締役は、20名以内とする。

#### (取締役の選任)

第19条 取締役は、株主総会においてこれを選任する。

2 取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席してその議決権の過半数をもってこれを決する。

3 取締役の選任は、累積投票によらないものとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議をもって定める。

2 取締役会の決議により、取締役の中から社長1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選任することができる。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結した時までとする。

2 補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。

3 増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役の責任免除)

第22条 当会社は、取締役(取締役であった者を含む)の会社法第423条第1項の責任につき、その取締役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大なる過失がない場合は、取締役会の決議により、会社法第426条第1項に定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

(社外取締役との間の限定契約)

第23条 当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、当該社外取締役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大なる過失がないときは、あらかじめ定める金額又は会社法第427条第1項に定める限度額のいずれか高い額を限度としてその責任を負担するものとする契約を締結することができる。

(取締役会の招集)

第24条 取締役会は取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従って、他の取締役がこれに代わる。

2 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急性を要する場合は、これを短縮することができる。

3 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

(決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数

をもって行う。

2 当社は、取締役が取締役会の決議事項につき提案した場合において、当該提案につき決議に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(議事録)

第26条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、書面又は電磁的記録をもって記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印し、または電子署名を行うものとする。

(取締役会規則)

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会の定める取締役会規則による。

## 第5章 監査役及び監査役会

(監査役の数)

第28条 当社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第29条 監査役は、株主総会においてこれを選任する。

2 監査役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席してその議決権の過半数をもってこれを決する。

(監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結した時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第31条 常勤の監査役は、監査役会の決議をもって定める。

(監査役の責任免除)

第32条 当社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、その監査役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大なる過失がない場合は、取締役会の決議により、会社法第426条第1項に定める限度額の範

圏内で、その責任を免除することができる。

( 社外監査役との間の限定契約 )

第33条 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、当該社外監査役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大なる過失がないときは、あらかじめ定める金額又は会社法第427条第1項に定める限度額のいずれか高い額を限度としてその責任を負担するものとする契約を締結することができる。

( 監査役会 )

第34条 監査役会は、法令又は定款の定める事項のほか、監査役の職務の執行に関する事項を決定する。

( 監査役会の招集 )

第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急性を要する場合は、これを短縮することができる。

2 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

( 決議の方法 )

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

( 議事録 )

第37条 監査役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、書面又は電磁的記録をもって記録し、出席した監査役がこれに記名押印し、または電子署名を行うものとする。

( 監査役会規則 )

第38条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会の定める監査役会規則による。

## 第6章 計算

( 事業年度及び決算期 )

第39条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、決算期は毎年3月31日とする。

( 剰余金の配当 )

第40条 株主配当金は、毎決算期における株主名簿に記載された株主又は登録質

権者に支払う。

( 除斥期間 )

第41条 株主配当金は、その支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

2 未払配当金には利息を付さないものとする。

付 則

この定款は、平成19年1月31日から施行する。

付 則

この定款は、平成19年6月15日から施行する。

付 則

この定款は、平成20年10月9日から施行する。